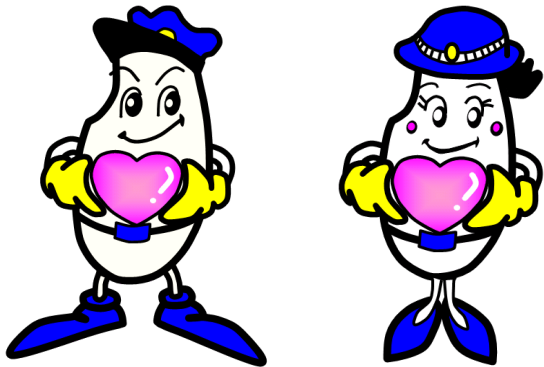


令和4年度

都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議

# 新潟県被害者支援連絡協議会の取組

新潟県マスコット



ひかるくん ひかりちゃん

新潟県警察本部  
警務部警務課  
犯罪被害者支援室

# ○ 目次

～ はじめに ～

第1 この報告でお伝えしたいこと

新潟県被害者支援連絡協議会の取組

第2 新潟県被害者支援連絡協議会の取組例

1 新潟県内の犯罪被害者等支援条例制定の促進

(1) 新潟県内の犯罪被害者等支援条例の情勢

(2) 要望書の送付

ア 目的

イ 経緯

ウ その効果

2 死傷者多数事案発生時のガイドライン作成

# はじめに ～新潟県的情勢

令和3年4月1日

新潟県犯罪被害者等支援条例施行

しかし、県内30市町村で被害者支援条例を施行しているところはなく、制定の方針を打ち立てていないところもなかった。

## はじめに～警察における条例制定の働きかけ（令和3年）

6月2日 新潟県警察犯罪被害者等支援基本計画

6月8日 本部長通達（地方公共団体における条例制定等に対する働きかけについて）

6月8日 警務課長通知（地方公共団体における条例制定等に対する実務的な働きかけ要領について）

ほか、にいがた被害者支援センター、知事部局との連携した働きかけ、弁護士会から条例モデル案の使用許可等を行った。

# 新潟県被害者支援連絡協議会の概要

- 沿革 平成10年7月27日設立
- 組織 会長 新潟県医師会会長  
(現在) 副会長 新潟県臨床心理士会会長  
新潟県総務部長  
新潟県福祉保健部長  
新潟県警察本部警務部長  
顧問 新潟大学法学部教授  
新潟県警察本部長  
会員 新潟地方検察庁三席検事等 33団体  
事務局 **警察本部警務課犯罪被害者支援室**

# 第1 この報告でお伝えしたいこと

## 新潟県被害者支援連絡協議会の取組

- 第4次犯罪被害者等基本計画「被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進」【施策番号183】
- 具体的な事案対応のほか、地域社会全体における犯罪被害者等支援の充実
- 新潟県被害者支援連絡協議会の積極的な活用

## 第2 新潟県被害者支援連絡協議会の取組例

### 1 新潟県内の犯罪被害者等支援条例制定の促進

#### (1) 新潟県内の犯罪被害者等支援条例の情勢

- 令和3年4月に新潟県が条例を施行したものの、その当時、県内30市町村で同条例を制定しているところはなし。
- 県や警察で働きかけるも、同年7月の調査では、2つの市が制定の方針を打ち出したのみ。

## (2) 要望書の送付

### ア 目的

協議会会長の声を県内市町村の首長に直接、届けることで、市町村における条例制定への動きを活性化させること



# イ 経緯

- 令和3年4月以降、新潟県弁護士会や「にいがた被害者支援センター」が県内市町村に対し、同条例制定の要望書を送付
- そこで、新潟県被害者支援連絡協議会でも会長名で要望書を送付できないか検討
- 定期総会において「要望書」が議案決議され、令和3年11月、条例制定の方針を表明している市と協議会員の新潟市を除く28市町村に要望書を送付

# 要 望 書

令和3年10月29日

自治体名  
首 長 名 様

新潟県被害者支援連絡協議会  
会 長 堂 前 洋 一 郎

日頃は、当協議会の活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、新潟県では、令和3年4月1日に新潟県犯罪被害者等支援条例が施行され、当協議会としても新潟県の犯罪被害者等支援が一步前進したことを大変喜ばしく思っております。しかし、県内の市町村に目を向けますと、犯罪被害者等支援に特化した条例については、数市が制定予定であることを明らかにしているのみであります。

(以下省略)

## ウ その効果

- 令和4年4月、県内8市町村（新発田市、柏崎市、燕市、胎内市、加茂市、糸魚川市、田上町、刈羽村）で同条例が施行された。
- また、3市（新潟市、三条市、阿賀野市）においても本年度中に同条例が制定される見込みである。

【参考】見舞金制度～17市町村が導入（令和4年4月1日現在）

令和3年11月16日

地元紙の新潟日報に記事が掲載

「新潟県被害者連絡協議会は、県内全域（市町村）で被害者支援に特化した条例の制定を求める要望書を送付」

# 県内のある市町村の議会説明資料では

- 地域社会で犯罪被害者に寄り添うことが必要
- 関係機関が連携したきめ細やかな被害者支援をこれまで以上に強化する必要



- このような背景の下、令和3年4月1日に新潟県犯罪被害者等支援条例が施行
- また、新潟県被害者連絡協議会から犯罪被害者への支援に特化した市町村条例の制定を求める要望書が提出された。

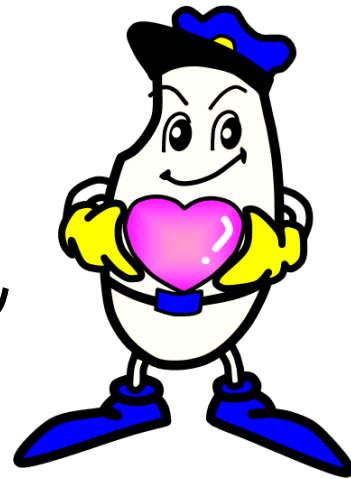
## 2 重大事案発生時のガイドライン作成

組織的かつ総合的な支援体制を構築し、重大事案発生時の速やかで適切な支援を実現するためのガイドラインを作成。

令和4年度の定期総会では、実践的なシミュレーション訓練を行い、連絡協議会としての具体的な事案に応じた対応力強化を図る。

ご静聴ありがとうございました

ひかるくん



ひかりちゃん

